

令和 2 年 3 月 9 日  
令和 2 年 12 月 16 日改定  
令和 3 年 9 月 6 日改定

## ロボット支援下臍切除術プロクター基準

(日本肝胆膵外科学会、日本内視鏡外科学会)

日本肝胆膵外科学会および日本内視鏡外科学会は、肝胆膵領域のロボット支援下臍切除術の安全な導入を目的として、プロクター（手術指導者）としての基準を以下の様に定める。プロクターとは、当該術式における術者として標準的な技量を取得し、他者によるロボット支援手術を円滑且つ安全に指導できる（プロクターリング）指導者（プロクター）を指す。

プロクター候補者は所定の様式にて随時申請を行い、日本肝胆膵外科学会の審議を経て認定される。認定されたプロクターは日本内視鏡外科学会に報告される。

プロクターとしての資格はあくまで安全な手術の導入を目的としたものであり、個人に与えられる専門医資格等とは異なる。当該術式が普及するとともに、必要に応じて基準や制度そのものが見直される。

### (A) プロクター基準

1. 日本消化器外科学会 消化器外科専門医である。
2. 日本肝胆膵外科学会高度技能専門医・指導医または日本内視鏡外科学会技術認定取得者である。
3. 以下の術者経験を有する。

[ロボット支援下臍頭十二指腸切除術の場合]

開腹、腹腔鏡下、ロボット支援下にかかわらず術者として臍頭十二指腸切除 20 例以上の経験を有する。そのうち、ロボット支援下が 10 例以上含まれること。

[ロボット支援下臍体尾部切除術の場合]

- ・開腹、腹腔鏡下、ロボット支援下にかかわらず臍切除（核出術以外臍切除部位を問わず）20 例以上の経験を有する。そのうち、ロボット支援下臍切除術 10 例以上、ロボット支援下臍体尾部切除 5 例以上が含まれること。
- ・ロボット支援下臍頭十二指腸切除術のプロクター条件を満たした場合、腹腔鏡下臍体尾部切除を 10 例以上経験した者は、ロボット支援下臍体尾部切除術のプロクターを兼ねることができる\*。

\*既にロボット支援下臍頭十二指腸切除術のプロクター認定を受け、その役割を本学会から委嘱されている期間中に腹腔鏡下臍体尾部切除のプロクター資格を追加申請する場合は、『ロボット支援下臍体尾

令和 2 年 3 月 9 日  
令和 2 年 12 月 16 日改定  
令和 3 年 9 月 6 日改定

部切除術プロクター追加申請書』に必要事項を記載して日本肝胆膵外科学会事務局に届け出る。この場合、腹腔鏡下膵体尾部切除 10 例以上の術者経験が必要となる。

## (B) 暫定プロクター基準

プロクター基準を満たさなくても、適切な指導者がいれば安全な手術の導入が可能と考えられるため、下記の様な暫定プロクター基準を定める。

### 1. ロボット支援下胃切除術の JSES 認定プロクターによる手術指導

ロボット支援下胃切除術の JSES 認定プロクターは以下の条件を満たせば暫定プロクターとして手術導入時の指導を行うことができる。この場合、手術施行施設は、手術指導者が『JSES 認定プロクター資格』を所持していること、自施設が別に定める『ロボット支援下膵切除術導入に関する指針』における『術者基準』『施設基準』および下記の基準を満たしていることを確認すれば、肝胆膵外科学会に申請をする必要は無い。

#### [ロボット支援下膵頭十二指腸切除]

腹腔鏡下膵頭十二指腸切除 5 例以上の経験を有する手術チームがロボット支援下膵頭十二指腸切除を開始する場合。

#### [ロボット支援下膵体尾部切除術の場合]

腹腔鏡下膵切除（核出術以外膵切除部位を問わず）5 例以上の経験を有する手術チームがロボット支援下膵体尾部切除を開始する場合。